

			北関東防衛局達第14号
改正平成20年	3月31日	北関東防衛局達第11号	
平成20年	4月28日	北関東防衛局達第15号	
平成22年	4月1日	北関東防衛局達第11号	
平成23年	4月1日	北関東防衛局達第8号	
平成27年	10月1日	北関東防衛局達第7号	
平成31年	4月24日	北関東防衛局達第4号	
令和2年	12月17日	北関東防衛局達第2号	
令和3年	10月1日	北関東防衛局達第2号	

防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省における会計機関等の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第10条の規定に基づき、北関東防衛局における公印に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地秀士

北関東防衛局における公印に関する達

（目的）

第1条 この達は、防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令及び防衛省における会計機関等の使用する公印等に関する訓令に定めるもののほか、北関東防衛局における公印の形式、名称、寸法、届出、登録、押印等及び保管等について必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の形式及び名称）

第2条 公印は、方形の印面の周囲に1条の外側縁を付し、その内側に別表に掲げる部課等（次長、北関東防衛局本局に置かれる部課、地方防衛事務所及び出張所をいう。以下同じ。）の名称又は部課等の長若しくは職員の官名若しくは職名を左横書きによる明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合においては、名称又は官名若しくは職名のほかは「印」又は「之印」の文字を加えて彫刻することができる。

（公印の寸法）

第3条 公印の寸法は、別表に掲げるとおりとする。

（職務代行の場合の官職印の使用）

第4条 部課等の長又は職員に事故等があるため、他の職員が代理、事務取扱等を命ぜられその職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の官職印を使用し、代理、事務取扱等の官職印は制定しないものとする。

（公印の作成、改刻又は廃棄の届出）

第5条 別表の公印を作成、改刻又は廃棄した場合は、当該公印に係る官職にある者は、別記第1号様式又は別記第2号様式により、速やかに北関東防衛局長に届け出なければならない。

（公印の登録）

第6条 北関東防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）は、別記第3号様式による公印登録簿を備えるものとする

2 総務部長は、第5条に定める公印の作成、改刻又廃棄の届け出があったときは、前項に定める公印登録簿に登録、又は登録を抹消するものとする。

（保管責任者）

第7条 公印の保管責任者は、別表に掲げる公印の保管に関する事務を所掌する部課等の長が、当該部課等に属する者のうちから指定するものとする。

2 部課等の長は、必要に応じて保管責任者の補助者を指定することができる。

3 保管責任者及び保管責任者の補助者（以下「保管責任者等」という。）の指定は1つの公印に付き各1名とする。

（保管責任者の通知）

第8条 当該部課等の長は、第7条により保管責任者等を指定したときは、別記第5号様式によりその者の職名及び氏名を総務部長に通知するものとする。

（押印）

第9条 公印の押印は、決裁済みの原義に基づいて、当該決裁者又はその公印の保管に関する事務を所掌する部課等の長若しくは保管責任者等が行う。

（公印印影の印刷）

第10条 一定の字句及び内容の文書（小切手、国庫金振替書及び現金等の領収を証する書類を除く。）に公印を多数押印する場合において、支障がないと認められるときは、その押印に代えて公印の朱色の印影を当該文書と同時に印刷することができる。

（保管）

第11条 公印は、金庫その他保管の確実なところに格納し、保管責任者がこれに施錠のうえ厳重に保管するものとする。

2 第10条の規定に基づき印刷された文書は、保管責任者が別記第4号様式による公印印影印刷文書台帳を備えてこれを管理するものとする。

（廃印の処置）

第12条 保管責任者は、使用廃止された公印を、物品管理法（昭和31年法律第113号）第10条第2項に定める物品供用官に返納するものとする。

附 則

1 この達は平成19年9月1日から施行する。

2 北関東防衛局長の決裁を得た場合にあっては、公印を複数作成することができるものとする。この場合において、第2条の規定にかかわらず、公印の名称に識別のための文字を加えるものとする。

附 則（平成20年3月31日北関東防衛局達第11号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成22年4月1日北関東防衛局達第11号）

この達は、平成22年4月5日から施行する。

附 則（平成23年4月1日北関東防衛局達第8号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日北関東防衛局達第4号）

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

附 則（令和2年12月17日北関東防衛局達第2号）

この達は、令和2年12月17日から施行する。

附 則（令和3年10月1日北関東防衛局達第2号）

この達は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第2条、第3条及び第7条）区分、寸法及び保管事務担当課等名

区 分	寸法 (ミリメートル)	保管事務担当課等名
北関東防衛局次長	2 3	総務部総務課
北関東防衛局防衛補佐官の印	2 3	総務部総務課
北関東防衛局会計監査官の印	2 3	総務部総務課
北関東防衛局総務部長の印	2 3	総務部総務課
北関東防衛局企画部長の印	2 3	企画部地方調整課
北関東防衛局調達部長の印	2 3	調達部調達計画課
北関東防衛局管理部長の印	2 3	管理部業務課
北関東防衛局装備部長の印	2 3	装備部装備企画課
北関東防衛局装備部長（装備第2課）の印	2 3	装備部装備第2課
北関東防衛局総務部総務課長の印	2 0	総務部総務課
北関東防衛局総務部会計課長の印	2 0	総務部会計課
北関東防衛局総務部契約課長の印	2 0	総務部契約課
百里防衛事務所長の印	2 0	百里防衛事務所
宇都宮防衛事務所長の印	2 0	宇都宮防衛事務所
前橋防衛事務所長の印	2 0	前橋防衛事務所
千葉防衛事務所長の印	2 0	千葉防衛事務所
横田防衛事務所長の印	2 0	横田防衛事務所
新潟防衛事務所長の印	2 0	新潟防衛事務所
小笠原出張所長の印	2 0	小笠原出張所
特別調達資金契約等担当官北関東防衛局長の印	2 3	総務部会計課
特別調達資金出納命令官北関東防衛局総務部長の印	2 3	総務部会計課
特別調達資金出納官吏横田防衛事務所長の印	2 0	横田防衛事務所
支出負担行為担当官北関東防衛局長の印	2 3	総務部会計課
官署支出官北関東防衛局総務部長の印	2 3	総務部会計課
歳入徴収官北関東防衛局総務部長の印	2 3	総務部会計課
物品管理官北関東防衛局総務部長の印	2 3	総務部会計課
物品管理官北関東防衛局管理部長の印	2 3	管理部業務課
分任物品管理官百里防衛事務所長の印	2 3	百里防衛事務所
分任物品管理官宇都宮防衛事務所長の印	2 3	宇都宮防衛事務所
分任物品管理官前橋防衛事務所長の印	2 3	前橋防衛事務所
分任物品管理官千葉防衛事務所長の印	2 3	千葉防衛事務所
分任物品管理官横田防衛事務所長の印	2 3	横田防衛事務所
分任物品管理官新潟防衛事務所長の印	2 3	新潟防衛事務所
分任物品管理官小笠原出張所長の印	2 3	小笠原出張所
契約担当官北関東防衛局長の印	2 3	総務部会計課
契約担当官横田防衛事務所長の印	2 3	横田防衛事務所
収入官吏北関東防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3	総務部会計課
資金前渡官吏北関東防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3	総務部会計課
資金前渡官吏横田防衛事務所長の印	2 3	横田防衛事務所
歳入歳出外現金出納官吏北関東防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3	総務部会計課
有価証券取扱主任官北関東防衛局総務部会計課課長補佐の印	2 3	総務部会計課
北関東防衛施設地方審議会の印	3 0	管理部業務課
北関東防衛施設地方審議会長の印	3 0	管理部業務課

(別記様式第 1)

文 書 番 号
令和 年 月 日

北関東防衛局長 殿

官職 氏 名 印

公 印 作 成 (改 刻) 届

の公印を次の理由により作成（改刻）したので、別紙公印登録簿のとおり、お届けします。

理由：

別紙：公印登録簿 枚

注：1 第 3 号様式は、公印 1 個ごとに 2 通提出のこと。
2 不要の文字を抹消すること。

A4

(別記様式第2)

文書番号
令和 年 月 日

北関東防衛局長 殿

官職 氏 名 印

公 印 廃 止 届

の公印を次の理由により廃止したのでお届けします。

理由：

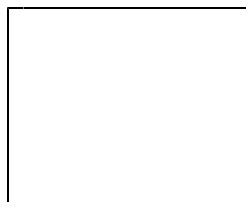
別紙：公印印影票 枚

公 印 印 影 票

1 公 印 名	
2 使 用 部 課 名	
3 使 用 期 間	
4 印 影	
備 考	

(別記様式第3)

公 印 登 録 簿
印



1 使用部課等名	
2 調製年月日	
3 調製部課等名	
4 使用開始年月日	
5 官職又は機関名	
6 押印者名	
7 保管責任者名	
8 登録年月日	
9 廃止届出年月日	
備 考	

(別記様式第4)

公印印影印刷文書台帳

印刷承認文書番号	印刷承認文書名	印刷部数	交 付		回 収		取扱担当者	備 考
			交付月日	交付部数	回収月日	回収部数		

別記様式第 5

公印の保管責任者及びその補助者

公印名：

保管事務担当課等名：

保管責任者

職 名：

氏 名：

保管責任者の補助者（保管事務担当課等の長が指名した場合のみ。）

職 名：

氏 名：

